

世界遺産一覧表記載資産 保全状況報告書

1. 資産名称

き い さんち れいじょう さんけいみち
紀伊山地の霊場と参詣道

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

みえけん おわせし くまのし たいきちょう きほくちょう みはまちょう きほうちょう
三重県 尾鷲市 熊野市 大紀町 紀北町 御浜町 紀宝町

ならけん ごじょうし よしのちょう くらたきむら てんかわむら のせがわむら とつかわむら
奈良県 五條市 吉野町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村

しもきたやまむら かみきたやまむら かわかみむら
下北山村 上北山村 川上村

わかやまけん たなべし しんぐうし かつらぎちょう くどやまちょう こうやちょう しらはまちょう
和歌山県 田辺市 新宮市 かつらぎ町 九度山町 高野町 白浜町

すさみちょう なちかつうらちょう
すさみ町 那智勝浦町

3. 記載年

2004年

4. 評価基準

(ii). (iii). (iv). (vi)

5. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡、文化的景観

6. 資産に影響を与える要因

顕在的事項

- ・規模の大きいホームセンターが進出している。
- ・世界遺産熊野本宮館が設置されており、好影響である。
- ・大辺路富田坂の安居辻松峠周辺にバイオトイレが設置され、来訪者にとって便

利になった。

- ・台風12号で被災した道路の復旧によりアクセスがよくなった。
- ・果樹の生産ルートと県道認定道路が一部存在するため、車輛通行上の整備・改修が望まれる。
- ・通行車輛及び来訪者の安全確保が望まれる。
- ・最近では、太陽光発電パネルの設置も景観上問題視され始めている。
- ・携帯電話会社による基地局の建設は、通信エリアが拡大され非常時の連絡が可能となるが、一方で景観上の問題も指摘される。
- ・飛来する黄砂やPM2.5等の大気汚染物質は、構成資産の保全にとって悪影響をもたらすと考えられるが、対処の方法がない。
- ・不法投棄と思われる固形廃棄物がバッファゾーン内でみられる。今後、対応を検討していく必要がある。
- ・古来より構成資産周辺で行われてきた農業が文化的景観に結びついており、好影響である。
- ・農業の機械化により、農機具の稼働・運行が散見されるが、やむを得ないと考えられる。
- ・ドメスティケーションの初期段階は構成資産周辺において長期に形成された人間と植物の良好な関係であり文化であり、好影響である。
- ・イノシシの捕獲が行われている。積極的な狩猟ではなく、構成資産内・周辺の土地を損壊する害獣の駆除に伴うものであり、好影響である。
- ・林業施業等により山林の植生及び森林景観が保持されており、好影響である。今後、林業の衰退が懸念される。
- ・砂利採取は河床を下げる効果がある。
- ・毎年冬季になると山間部独特の低温現象が生じ、凍結による地盤崩壊等の悪影響がある。自然現象であり、対処の方法はない。
- ・カシノナガキクイムシによる古道沿いの樹木の被害が確認されている。一部枯死している樹木も確認されたので除去した。
- ・宗教活動・祭式・伝統行事等が現在も継続実施されており、好影響である。
- ・遺産保護と追加登録への取り組みを行っており、好影響である。
- ・過疎化、高齢化が進み、伝統的な生活の在り方や知識体系の変化が懸念される。
- ・来訪者の増加により普及効果は大であるが、路面の消耗が懸念される。
- ・モラルの低い来訪者がゴミを捨てていく事例がある。対処方法を検討する必要がある。
- ・隣接する田畑での農作物の盗難事例がある。対処方法を検討する必要がある。
- ・台風、強風や降雪による倒木、根起きが生じている。対処方法を検討する必要がある。
- ・平成23年12号台風により、三重県内6箇所被害があった。被害が大きかった御浜町横垣峠道については、紀伊山地の霊場へ参詣する道という、文化財としての本質的な価値の維持を目的とした復旧計画を、御浜町が平成24年度に策定した。平成25年度に復旧計画に基づいて文化庁国庫補助金により復旧

事業を実施し、平成26年3月に完了した。ただし、一部に山腹が崩壊して地形が変化したことで原形への復旧が困難な区間が存在し、平成27年3月1日現在、その区間については治山工事が継続中である。

- ・年単位の世界遺産モニタリングだけではなく半期単位の文化財パトロールが行われており、好影響である。
- ・ボランティア等による維持管理活動が実施されており、好影響である。
- ・き損等に関しては可能な限り速やかに修理計画・保存整備計画等を策定し実行している。
- ・管理車輛が接近できない箇所がある。また、台風・大雨後の巡視人員の確保が困難になっている。対処方法の検討が必要である。
- ・参詣道からの景観を意識した景観計画の策定を進めており、好影響である。
- ・熊野市から紀宝町の熊野川においては、濁水及び堆積土砂の発生と、バッファゾーンである沿川の山腹崩壊の未復旧箇所がある。これに対し、熊野川流域の国・県・市町の砂防・治山・治水の各管理者及びダム管理者により構成する「熊野川の総合的な治水対策協議会」において、相互に情報共有するとともに、堆積土砂の撤去に取り組んでいる。
- ・御浜町から紀宝町の七里御浜においては、波浪による浸食が続いている。これに対し、三重県では海岸養浜事業を継続的に実施し、海岸の保全に努めている。

潜在的事項

- ・老朽化した住宅等の建て替え等による景観への影響が懸念される。
- ・老朽化した青岸渡寺の宿坊の建て替えが行われた。以前のものとほぼ同じ意匠で色彩も景観に配慮されている。
- ・現段階では少ないが、今後、後継者不足で農地の転用が懸念される。
- ・レッドデータブックに掲載されている野生植物もあり、今後、乱獲が懸念される。
- ・湿度、日光などが要因となり、木造建造物である構成資産に悪影響を及ぼしている場合がある。保存修理により潜在化した。
- ・かつて構成資産内の杉を薬剤により枯死させた事件や石造物が破壊された事件があり、同様の事件が懸念される。
- ・尾鷲市八鬼山道において、石造物やバッファゾーンの立木などに、世界遺産登録に関する抗議文がペンキで記された。尾鷲市が粘り強く交渉し、平成22年度に抗議文は消去された。平成27年3月1日現在、新たな抗議文は書かれていないが、地権者は将来にわたって抗議活動を継続する意志を示している。
- ・今後、集中豪雨により崩落・クラック等が生じることが懸念される。
- ・東南海・南海地震の発生による構成資産の損壊が懸念される。
- ・コアゾーンにおけるトレイルランニングの急増により、地元住民の一部は歩行を原則とする登録時の評価を貶めるものであるとして、反対の意向を表明している。

7. 保存管理体制の状況

本遺産を構成する資産（コア）は、「文化財保護法」に基づき、史跡、名勝、天然記念物、国宝、重要文化財の何れかに指定されており、適正に保存管理されている。

また、資産の周囲の緩衝地帯（バッファゾーン）は、「自然公園法」をはじめ、各県の「自然公園条例」や「景観条例」、市町村の「歴史的景観保護条例」等により、一定以上の規模・内容の現状変更等については、事前許可等を要する保護規制の網がかけられている。

こうした法令の運用にあたっては、国の指導のもと、資産の所在する県や管理団体である市町村が、本遺産の顕著な普遍的価値（OUV）を認識したうえできめ細やかな対応を行っている。

加えて、本資産は三県にまたがることから、各県の知事を会長、副会長とする『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会』を置き、保存と適切な活用について、「専門委員会」及びオブザーバーである関係省庁の意見を仰ぎ、緊密な協力体制を維持している。

8. 保護措置

【国関係】

- ・『文化財保護法』
※昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号

【三県関係】

- ・『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』 平成 18 年 1 月策定
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的保存管理計画
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三重県保存管理計画（分冊 1）
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」奈良県保存管理計画（分冊 2）
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」和歌山県保存管理計画（分冊 3）
※平成 16 年に第 28 回世界遺産委員会が「世界遺産一覧表」への記載に際して策定を求めた個々の構成資産と周辺地域に関する「詳細な保存管理計画」で、平成 18 年 1 月末にユネスコ世界遺産センターに提出し、同年 7 月開催の第 30 回世界遺産委員会で承認された。

【県関係】

- ・『和歌山県世界遺産条例』 平成 17 年 3 月制定
※世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存及び適切な活用について、基本理念や県及び県民等が担う役割を定めている。
- ・『和歌山県景観条例』 平成 20 年 3 月制定
※緩衝地帯に適用

【市町村関係】

- ・『尾鷲市熊野参詣道伊勢路景観保護条例』 平成14年6月制定 平成19年3月27日改正 ※緩衝地帯に適用
- ・『高野町景観条例』 平成20年12月制定
※世界遺産の構成資産である「霊場高野山」の周辺地域の町並み及び寺院境内を「高野山景観地区」とし、また、構成資産「高野山町石道」及び「熊野参詣道（小辺路）」の一部の周辺地域を「町石道・小辺路周辺準景観地区」として規制強化し、文化的景観の保全とより良好な景観形成を目指す。
- ・『田辺市歴史的景観保全条例』 平成17年5月1日制定
※熊野参詣道（中辺路）・大峯奥駈道沿いの緩衝地帯を景観保全地区に指定し、景観を保全。
- ・「史跡熊野参詣道」保存管理計画、「史跡熊野三山」保存管理計画、「史跡大峯奥駈道」保存管理計画
※平成18年1月作成 『史跡熊野三山』を構成する「熊野本宮大社境内」並びに「熊野本宮大社旧社地大斎原」、また『史跡熊野参詣道』、『史跡大峯奥駈道』そして史跡の周辺景観・環境を、将来にわたり確実に保存管理を行っていくための基本方針を示す。
- ・「熊野古道大辺路富田坂及び仏坂周辺の文化的景観の保護に関する条例」
※平成18年3月1日（改正平成24年3月16日条例第8号）条例第82条範囲については、緩衝地帯（バッファゾーン）と同一となる。

9. 予算措置

県名	予算額（単位：千円）
三重県	27,200
奈良県	410,183
和歌山県	482,220
合計	919,603

- ・過去5ヶ年度の予算額の合計である。（平成22年から平成26年度）
- ・コア及びバッファに関する保存管理事業に限定している。

10. 来訪者の状況

県名	人数（単位：千人）
三重県	1,318

奈良県	17,440
和歌山県	50,239
合計	68,997

- ・過去5ヶ年度における資産への来訪者数（平成21年度から平成25年度）
- ・三重県は熊野参詣道への来訪者数（東紀州地域振興公社が算出）
- ・奈良県は南部への観光客数（「奈良県観光客動態調査報告書」による）
- ・和歌山県は世界遺産登録地域への観光客数（「和歌山県観光客動態調査報告書」による）

11. その他

特になし